

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定によつて、次のとおり都市計画事業を施行する。

平成三十年七月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画事業の種類及び名称

東広島都市計画道路事業三・三・八号吉行飯田線

二 施行者の名称

広島県

三 事務所の所在地

広島県東広島市西条昭和町一三番一〇号

四 事業地

収用の部分

広島県東広島市西条町寺家字福原、字円能時、字湯谷迫、字横田、字市地、字大人、字相遇、字平木、字迫野谷及び字西迫地内

使用の部分

なし